

教職員の確保と資質向上 働きがいのある学校づくりの推進 教職員の健康管理・福利厚生

令和5年6月

教育委員会事務局教職員人事課
教育委員会事務局教職員企画課
教育委員会事務局福利厚生課

目 次

令和5年度 施策体系表	3
-------------	---

教職員の確保と資質向上

I 教職員の状況（校種別・職種別現員）	4
II 様々な教育課題に適切に対応するための優秀な教職員の確保	5
III 教員資質向上指標等を活用した研修の充実	11
IV 教育公務員としての倫理観の保持	18
V 学校管理職の養成及び学校運営能力の向上	20

働きがいのある学校づくりの推進

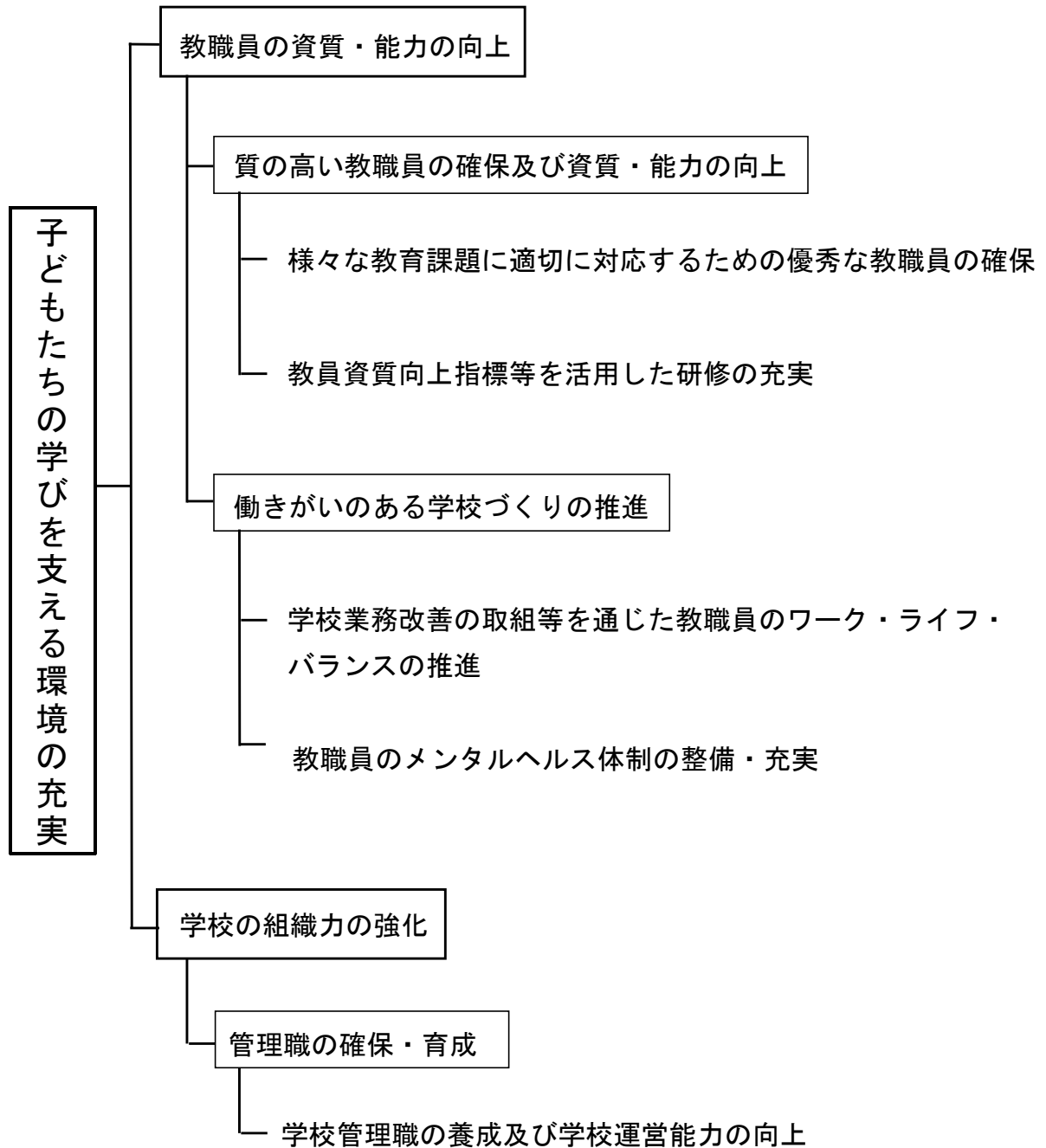
VI 学校業務改善の取組等を通じた教職員のワークライフバランスの推進	23
VII 障害者雇用の促進	33
VIII 教員免許状の授与等の実施	35

教職員の健康管理・福利厚生

IX 教職員の健康管理・福利厚生推進	37
--------------------	----

令和5年度施策体系表

兵庫が育む 心豊かで自立する人づくり
—「未来への道を切り拓く力」の育成—



I 教職員の状況（校種別・職種別現員）

1 市町立学校（県費負担教職員）

（令和5年5月1日現在、単位：人）

校種	職種 学校数	教 育 職 員							行政職員		合 計	(参考) R4 合計
		校長	教頭	主幹教諭	教諭	栄養教諭	養護教諭	小 計	事務職員			
小学校	561	561	562	1,077	8,394	159	436	11,189	504	11,693	11,639	
中学校	246	246	250	498	4,577	45	199	5,815	240	6,055	6,018	
義務教育学校	6	6	18	25	160	3	11	223	10	233	236	
定時制高校	1	1	2	1	17	0	0	21	0	21	25	
特別支援学校	13	13	15	34	320	7	11	400	23	423	423	
合 計	827	827	847	1,635	13,468	214	657	17,648	777	18,425	18,341	

※ 休職者及び在外教育施設派遣者を含む。

※ 神戸市立学校を除く。

2 県立学校（県大附属を除く）

（令和5年5月1日現在、単位：人）

校種	職種 学校数	教 育 職 員										行政職員				技能 労務 職員	合 計	(参考) R4 合計
		校長	教頭	主幹教諭	教諭	栄養教諭	養護教諭	教諭 〔実習 担当〕	実習 助手	寄 宿 舎 指 導 員	小 計	事務職員	技術職員	小 計				
全日制高校	125	125	142	233	4,135	0	155	26	75	0	4,891	415	15	430	93	5,414	5,508	
定時制・ 通信制高校	10	10	28	20	255	0	11	0	5	0	329	32	0	32	5	366	371	
特別支援学校 (視覚・聴覚)	5	5	5	10	159	3	5	0	3	11	201	14	0	14	7	222	222	
特別支援学校	22	22	41	71	1,292	13	39	1	4	3	1,486	78	0	78	13	1,577	1,576	
中等教育学校	1	1	2	3	25	0	2	0	0	0	33	3	0	3	0	36	35	
合 計	163	163	218	337	5,866	16	212	27	87	14	6,940	542	15	557	118	7,615	7,712	

※ 「教諭（実習担当）」は、職業高校において実習授業を担当する教諭

「実習助手」は、実験または実習について、教諭の職務を助けることを職務とする学校職員

「寄宿舎指導員」は、寄宿舎における児童、生徒又は幼児の日常生活上の世話及び生徒指導に従事する学校職員

※ 事務長数は事務職員のうち、全日制・定時制高校 135 名、特別支援学校 27 名、中等教育学校 1 名の計 163 名

Ⅱ 様々な教育課題に適切に対応するための優秀な教職員の確保

質の高い、多様な教職員を確保するため、教員のやりがいや魅力の発信、及び教員採用候補者選考試験の工夫改善を図るとともに、採用後の円滑な職務遂行に資するため、採用前ガイダンス研修の充実に努める。

【教員採用候補者選考試験受験状況】

(単位：人・%)

区分	令和6年度			令和5年度					令和4年度				
	募集人員	応募者数	応募倍率	募集人員	応募者数	受験者数	合格者数	受験倍率	募集人員	応募者数	受験者数	合格者数	受験倍率
小学校	365	1,633	4.5	350	1,748	1,601	353	4.5	410	1,754	1,636	410	4.0 (2.5)
中学校	285	1,118	3.9	290	1,216	1,088	297	3.7	290	1,313	1,198	292	4.1 (4.7)
高等学校	240	1,299	5.4	240	1,388	1,225	239	5.1	220	1,415	1,261	222	5.7 (5.4)
特別支援学校	80	274	3.4	60	307	272	60	4.5	60	307	279	60	4.7 (2.8)
養護教諭	20	291	14.6	35	297	262	35	7.5	40	323	298	40	7.5 (7.2)
栄養教諭	5	93	18.6	5	98	84	5	16.8	5	75	68	5	13.6 (9.0)
合計	995	4,708	4.7	980	5,054	4,532	989	4.6	1,025	5,187	4,740	1,029	4.6 (3.7)

※ 小・中学校には、それぞれ特別支援学校との併願（R6：小15人、中15人）を含む。

※ 令和4年度の受験倍率の（ ）は全国の採用倍率を示す。

【参考】選考試験の実施内容・日程

区分	内容	令和5年度実施日程 〈令和6年度採用〉
第1次	集団面接	6月24日
	筆記〈一般教養、教科専門〉	7月23日
	合格発表	8月7日
第2次	模擬授業・個人面接、実験実技	8月16日～27日
	合格発表	9月下旬

1 教員の魅力発信

1,568 千円

(1) パンフレットの工夫・PR動画の作成等

① パンフレットの工夫

- ・初任者からベテランが、それぞれの立場から兵庫の教員の魅力を紹介
- ・教育施策や勤務条件等にアクセスできるQRコードを掲載

② PR動画の作成

- ・教員へのインタビュー等で構成するPR動画を作成
- ・ホームページや教職員人事課公式 Twitter での配信や「三宮センター街大型スクリーン」等デジタルサイネージで放映

<https://www2.hyogo-c.ed.jp/hpe/kyoshokuin/project/pr/>



配信動画

動画	概要	視聴回数
ふたりの初任者の1日	小学校、中学校に勤務する初任者の一日に密着	9,325
ワーク・ライフ・バランス	育児との両立など、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を紹介	2,517
兵庫県の教育 6つの特別な事。	自然学校、トライやる・ウィークなど兵庫県の教育の魅力を紹介	1,724
先生になる。(ダイジェスト版)	—	1,752

※視聴回数は、6/9 時点

※R5 も追加制作予定

(2) 大学説明会等の実施

教員の魅力や、やりがい及び教員採用試験のPRするため、訪問及びリモートによる大学生向け説明会等を実施する。

- ・大学担当者向け説明会（リモート）

期 日：4月13日

参加者：大学の担当者（45 大学）

- ・大学生向け説明会（対面及びリモート）

期 日：春(4/17～5/2)及び秋(10月実施予定)

訪問先：兵庫教育大学、武庫川女子大学、関西学院大学、
大阪教育大学、神戸親和大学、岡山大学 等 52 大学

参加者：春 1,001 人

〔 令和4年度:1,839 人（春：40 大学 960 人）
（秋：43 大学 879 人） 〕

- ・一般向け採用試験説明会

期 日：4月16日 開催地：明石市

参加者：520 人

※説明会の内容は、後日動画で配信
(視聴回数 1,798(6/9 時点))



大学生向け説明会



一般向け説明会

(3) 【新】高校生向け進路ガイダンスの実施

教員の魅力や、やりがいを高校生等に直接伝えるため、各県立学校で実施される職業別進路ガイダンス等に県教委職員を派遣する。

2 教員採用試験の工夫改善

7,428 千円

(1) 試験内容の見直し

【拡】ICTを活用した模擬授業の実施

学校のICT環境整備が進む中、全ての教員がICTを活用し、児童生徒に個別最適化された授業実践を行うことが求められていることから、ICT機器を使用した模擬授業実施教科を拡大し、ICT機器の活用を含めた授業実践力を評価する。

実施年度	中学・特支区分	高校区分
R5	数学・技術・社会・ <u>理科</u>	数学・地歴公民・ <u>理科</u>
R4	数学・技術・社会	数学・地歴公民

(2) 教員経験者等の確保

① 現職教員に対する第1次選考試験の筆記試験免除

公立学校の現職教員（教諭、養護教諭、栄養教諭）で2年以上の勤務経験を有する者に対して、第1次選考試験の筆記試験を免除する。

令和4年度実績：168名

② 【拡】臨時講師等に対する第1次選考試験における加点

- ・臨時講師（常勤）で3年の勤務経験を有する者
- ・臨時講師（常勤）と会計年度任用職員であわせて2年以上の勤務経験を有する者（ただし、臨時講師（常勤）で1年以上の勤務経験が必要）
- ・臨時講師（常勤）と会計年度任用職員であわせて1年以上の勤務経験を有する者

③ 大学院進学希望者に対する特例措置

第2次選考試験合格者で大学院修士課程または教職大学院に在学又は進学を希望する者に対しては、専修免許状を取得することを要件として、最長2年間採用を猶予する。

令和4年度実績：25名

(3) 免許所有者の少ない教科等の教員確保

① 受験機会の複数化

中学校と高等学校に共通する対象教科の受験者については、第2希望まで認め、成績上位者を選考する。

（対象：国語・数学・保健体育・音楽・美術・英語・家庭）

② 複数中学校免許所有者の特別選考

音楽、美術、技術、家庭のいずれかを含む複数の中学校免許状所有者に対して、特別選考を実施する。

(4) 多様な人材の確保

① 特別な資格所有者等に対する第1次選考試験における加点措置

- ・ 体育分野、芸術分野において、一芸一能に秀でた者
- ・ 部活動に関する指導者資格を有する者
- ・ IT・情報系の資格を有する者
- ・ **【新】** 小学校を第1希望とする者のうち、中学校または高等学校「数学」「理科」「保健体育」「英語」のいずれかの普通免許状所有者
- ・ 英語資格所有者、海外大学または在外教育施設等における2年以上の英語を使用した海外留学・勤務経験を有する者
- ・ 公認心理師、臨床心理士の資格所有者
- ・ 視能訓練士、手話通訳士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の資格所有者
- ・ 司書教諭、栄養士、管理栄養士または調理師の資格所有者
- ・ **【拡】** 日本語指導の資格所有者
- ・ 国際貢献活動の経験がある者
- ・ **【拡】** 講師経験を有する者

② 教員免許状を有しない社会人特別選考

特別免許状授与を前提とした特別選考を実施する。

【特別選考の内容】

高等学校区分	対象者
ネイティブ（英語）	英語を母国語または公用語とする国の国籍を有し、高等学校等で3年以上勤務経験かつ職務上必要なレベルの日本語運用能力を有する者
看護	「看護師」「助産師」「保健師」の正規職員として5年以上の勤務経験を有する者
福祉	「介護福祉士」の正規職員として5年以上の勤務経験を有する者

令和4年度実績：4名（ネイティブ1名、看護3名）

③ 障害者特別選考

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳のいずれかを有している者（障害者職業センター等の公的判定機関で知的障害者と判定された者を含む）に対して特別選考を実施する。

令和4年度実績：5名（出願21名）

(5) 成績の開示（第1次・2次とも）

不合格者及び条件付合格者全員に総合判定得点及び総合判定順位を試験結果通知に記載し、合否結果等閲覧ページに掲載する。

3 採用前ガイダンス研修の実施

教員採用予定者に対して、教育現場の現状や本県の教育の内容などを周知するため、採用前にガイダンス研修を実施する。

(1) 教員採用前スクール体験の実施

対象者：教員採用予定者のうち、公立学校において3ヶ月以上の常勤の勤務経験のない者

期間：連続する2日間程度

場所：県内の公立学校（神戸市立の学校を除く）

内容：教職員や児童・生徒との交流や授業参観等

参加者数：317人（令和3年度実績：283人）

（募集区分別内訳）

小学校 132人、中学校 99人、高等学校 59人、特別支援学校 13人
養護教諭 13人、栄養教諭 1人

(2) 自己研修の促進

対象者：教員採用者全員

内容：・本県の教育内容及び教育施策をまとめた「指導の重点」等の資料を提供し、事前研修を促進

・Web研修「ICT活用指導カステップアッププログラム」に参加し、授業や校務で必要なICT活用の基本スキルの向上を促進

対象者数：1,018人

4 教員不足への対応

産休・育休取得者の増加や、特別支援学級の見込み以上の増加などに伴う臨時講師等の需要増並びに近年の大量退職に伴う大量採用による臨時講師等の登録者の減少による教員不足解消に向け、教員免許を持つが教職に就いていない人への支援講座の開催や講師募集等の広報活動など、臨時講師等の確保に向けた対応を継続して行う。

(1) 調査結果

	小学校	中学校	高等学校	特別支援	計
R5. 5. 1	73人	61人	18人	12人	164人
R4. 5. 1	46人	46人	16人	6人	114人
R3. 5. 1	22人	57人	5人	2人	86人

※R3は文部科学省調査、R4以降は本県独自調査

(2) 教員不足解消に向けた取組

① 人材確保対策

・講師登録人材バンクの設置

学校における臨時講師等を確保するため、講師登録人材バンクを設置し、採用試験での不合格判定者の自動講師登録や、定年等による退職教員に対し登録を促すとともに、学校とのマッチング方法の改善などを行う。

内容：臨時講師や非常勤講師を希望する者の情報を一括管理（障害者人材バンクを含む）

教員養成大学や定年退職者等への働きかけの強化
 各校への登録者情報の迅速な提供 等
 登録者数：1,585人（令和5年6月9日時点）
 1,493人（令和4年5月27日時点）

・ペーパーティーチャー及びReStart支援講座の実施

対象者：

ペーパーティーチャー支援講座	ReStart支援講座
教職経験のない教員免許所有者で、初めて学校勤務を希望する者	過去に教職経験があり、しばらく学校現場から離れている者

回数：3回（6月、11月、2月）
 各3会場

令和4年度参加者：131名
 （ペーパーティーチャー82名、Restart 49名）



ペーパーティーチャー支援講座

・幅広い人材発掘

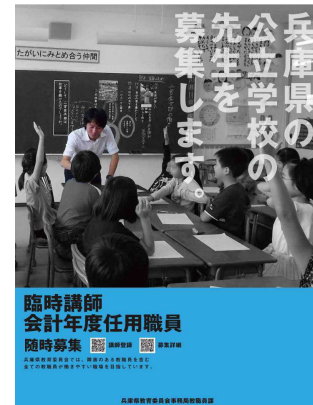
教員退職者への講師登録協力依頼のチラシ配布
 大学院生への講師登録の呼びかけ

・民間の求人媒体の積極的活用

・特別免許状や臨時免許状の活用 など

② 広報活動

- ・講師募集のポスターやチラシの掲示・配布
- ・PR動画の配信、教職員人事課公式Twitter開設（再掲）
- ・大学説明会、高校生向け進路ガイダンス等の実施（再掲）

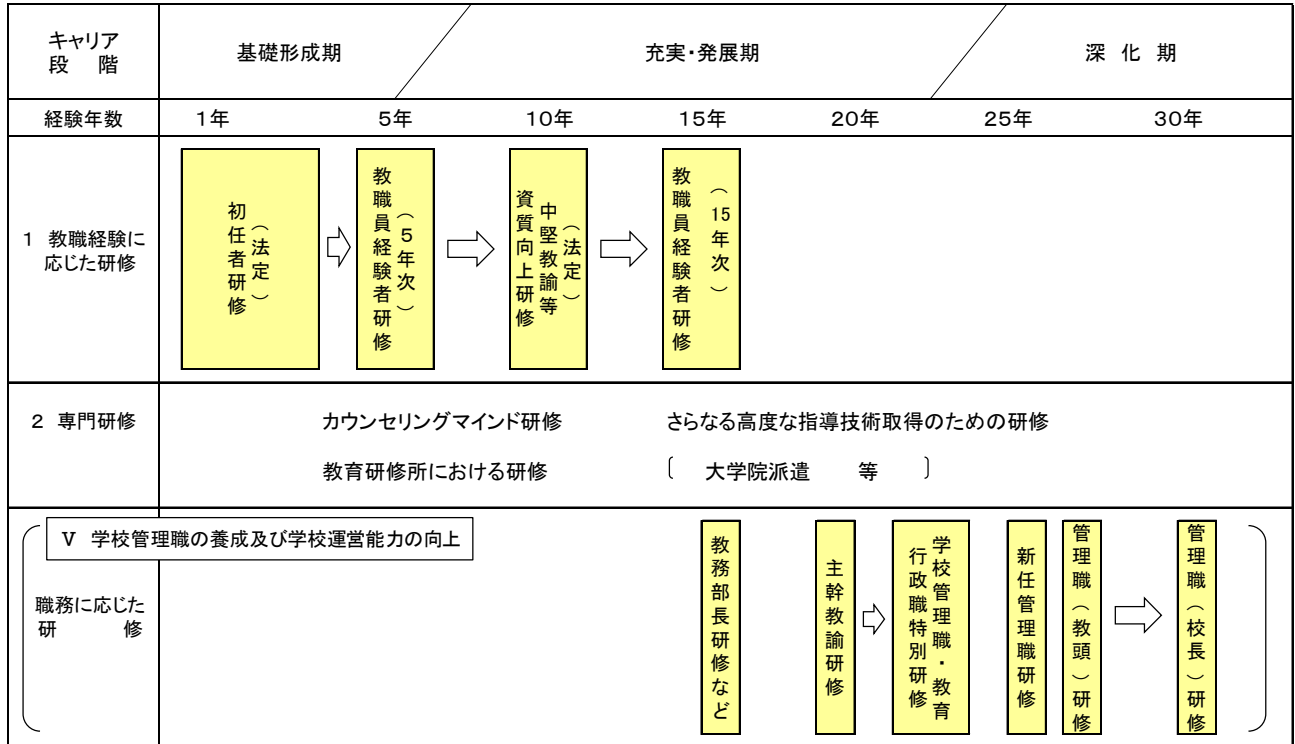


講師募集ポスター

Ⅲ 教員の資質向上指標等を活用した研修の充実

「兵庫県教員・管理職資質向上指標」及び「兵庫県教職員研修計画」に基づき、教員のキャリアステージ・能力・適性に応じた体系的な研修等を実施するとともに、研修履歴を活用して教職員の研修受講を促進する。

教職員研修体系図



【令和5年度に強化する項目】

1 ICT活用能力の育成

【指標(兵庫県教員資質向上指標抜粋)】

資質	教員としての資質の向上に関する指標	
ICTや情報・ 教育データの 利活用	1	Society 5.0時代を生きていく児童生徒の発達にに応じた情報活用能力を育成するための指導を行うことができる。
	2	授業や校務の様々な場面で、効果的にICTを活用することができる。
	3	各校の情報セキュリティ実施手順等に基づき、校内の情報を適切に管理し、取り扱うことができる。
	4	学習履歴等のデータを活用し、児童生徒の学習の改善を図ることができる。

【取組】

- ・全ての研修機会を通して教職員のICT活用指導力の向上
- ・動画研修プログラム「ICT活用指導力ステップアッププログラム」の提供
- ・教員ICT活用スキル到達度調査の実施
- ・各授業におけるICT指導力の向上に関する内容を扱う講座の実施
- ・年次研修の教科指導研修において、ICT活用に関する時間の増加
- ・1人1台端末を使用した研修の実施
- ・ICT環境を効果的に活用するための校内研修への講師派遣の実施
- ・小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の情報担当者を対象とした情報教育研修会の実施(教育企画課)
- ・HYOGOスクールエバンジェリスト等による授業実践例を活用した教員のICT活用指導力の向上(教育企画課)

2 特別な配慮や支援を必要とする児童生徒への対応

【指標（兵庫県教員資質向上指標抜粋）】

資質	教員としての資質の向上に関する指標	
特別な配慮や支援を必要とする児童生徒への対応	1	インクルーシブ教育システムの理念を理解し、ユニバーサルな授業づくりや互いに認め支え合う集団づくりができる。
	2	特別な配慮や支援を必要とする児童生徒の特性等を理解し、学習上・生活上の支援の工夫を行うことができる。
	3	保護者や関係機関と連携を図りながら、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、児童生徒の教育的ニーズに応じた指導・支援を行うことができる。

【取組】

- ・【新】特別支援教育に関する研修機能の強化とともに、教育相談体制の充実（県立特別支援教育センター（神戸市）を県立教育研修所内（加東市）に移転）
- ・特別支援教育の基礎的な知識・技能に関する研修の実施
- ・エリアコーディネーターを核とした、通常の学校におけるインクルーシブ教育システムを踏まえた学校解決力の向上（特別支援教育課）
- ・市町組合教育委員会における通級指導担当教員の計画的な育成と校内体制整備の促進（特別支援教育課）

1 教職経験に応じた研修（義務教育・高校教育・体育保健課・特別支援教育） 638,164 千円

(1) 初任者研修の実施（法定研修）

教員としての実践的指導力と使命感を養うとともに、豊かな人間性や幅広い知識・見識に富む教員の育成を図るため、専門職としての様々な研修を実施する。

対象者：県立及び市町立学校新規採用教員

県立学校 196 人、市町立学校 535 人（令和 4 年度修了者実績）

内容：校内研修 300 時間

拠点校方式（主に市町立学校）

拠点校指導教員による指導 週 1 日程度、年間 30 日 計 210 時間

校内指導教員を中心とする指導 週 3 時間程度 計 90 時間

単独校方式（主に県立学校）

校内指導教員を中心とする指導 週 10 時間程度 年間 300 時間

研修内容

教職一般、学級指導・特別活動、教科指導、生徒指導等

校外研修 25 日

市町立学校

全県研修、地区別研修、設置者研修、校種別研修、

社会体験研修、課題別研修（情報、人権、国際理解、防災、環境等）

県立学校

全体研修、教科別研修（3 年次のみ）、オンライン課題別研修、

選択研修（環境、自然体験、防災、コミュニケーション能力、専門機関等への訪問等）

県内防災関連施設見学（高校のみ）

県立学校 181 人、市立学校 15 人

新任教員防災教育研修(令和 4 年度から実施)：市町立新規採用教員全員

(2) 5年次研修の実施（本県独自研修）

若手教員として教科指導等の実践的指導力向上を図るための研修を実施する。

対象者：教職経験5年次相当の県立及び市町立学校教員
県立学校136人、市町立学校608人
(令和4年度修了者実績)

内容：各教科研修等（年1日）



5年次研修

(3) 中堅教諭等資質向上研修の実施（法定研修）

教育公務員特例法に基づき、中堅教員として、個々の能力、適性に応じたプログラムにより資質、指導力の向上を図るための研修を実施する。

対象者：教職経験10年経過の県立及び市町立学校教員
県立学校250人、市町立学校697人（令和4年度修了者実績）

内容：・校長が対象者と面談を行い、対象者の評価や希望を参考に、研修計画を作成
・研修計画に基づく研修の実施
〔 夏季長期休業期間中を中心に（校外研修）10日間
課業期間中の研修（校内研修）20日間 〕
・校長等による研修成果の評価

(4) 15年次研修の実施（本県独自研修）

学校運営上、中核となる教員として信頼される学校づくりを推進するための実践的指導力の向上を図る研修を実施する。

対象者：教職経験15年次相当の県立及び市町立学校教員
県立学校176人、市町立学校727人（令和4年度修了者実績）

内容：学校運営、生徒指導、職務研修等（年1日）

2 専門研修

(1) 教育研修所における研修

教科、領域等の指導に必要な資質・能力の向上を図るための研修を実施する。

- ① 教科指導に関する研修
- ② キャリア教育・道徳教育・人権教育・防災教育・生徒指導に関する研修
- ③ 教育の情報化に関する研修（ICT活用、プログラミング、クラウド活用等）
- ④ 心の教育に関する研修



教科指導に関する研修



プログラミング研修



心の教育に関する研修

(2) カウンセリングマインド研修の実施（義務教育・高校教育課）

いじめ等問題行動の各校の個別事案に適切に対応するため、全教職員対象のいじめ等に係る認知能力及びカウンセリング能力の向上を図る研修を実施する。

対 象 者：全教職員（公立小・中学校、高等学校、特別支援学校等）
内 容：事例研究、ロールプレイング、「いじめ対応チーム」専門研修 等
講 師：公認心理師、臨床心理士（スクールカウンセラー） 等

(3) さらなる高度な指導技術取得のための研修（大学院派遣研修）の実施

① 兵庫教育大学大学院派遣研修

教員に学校教育に関する研究・研鑽の機会を提供するとともに、高度な理論的・実践的指導力を発揮できる人材を育成するため、現職教員を兵庫教育大学大学院へ派遣する。

対 象 者：県立学校教員及び県費負担教員のうち本県教職経験3年以上の者
派遣人員：99人

1年次（令和5年度から派遣）51人

2年次（令和4年度から派遣）48人

期 間：2年

② 特別支援教育に係る教員長期研修の実施（特別支援教育課）

特別支援教育に関する専門的知識及び技術を習得させ、特別支援教育の充実を図るため、特別支援教育を担当する教員を大学等に派遣する。

対 象 者：公立学校教員で、原則として本県教職経験5年以上（派遣先が国立特別支援教育総合研究所の場合は3年以上）の者

派遣人員：10人（令和5年度実績）

期 間：1年

派 遣 先：京都教育大学、岡山大学、神戸大学大学院、兵庫教育大学大学院、国立特別支援教育総合研究所（2ヶ月間の短期派遣）

3 若手教員への支援

(1) 若手教員のための研修等の実施

① 初任者研修（再掲）

自身のストレスに気づき、対処する知識や方法等を身につけるためのメンタルヘルス研修を実施する。

また、継続的な支援を行うため、採用1年次に行う初任者研修に加え、2年目及び3年目にも研修を実施する。

② 教師力アップ研修講座

若手教員の実践的指導力や人間関係構築力等教師力を向上させることをねらいとした研修を行う。

(2) 新規採用教員に係るエルダー制度等

初任者（臨時的任用職員含む）の身近な相談相手として気軽に相談し話し合える先輩教員（エルダー等）を指名し、初任者等の心労とストレスを早期に発見、把握し、早期改善に繋げる。

(3) 学校問題サポートチームの設置・派遣

(義務教育課、特別支援教育課、教職員人事課、福利厚生課) 137,191 千円 (一部国庫)

若手教員等に対し、生徒指導力及び授業力の向上を図るため、「学校問題サポートチーム」を派遣し、児童生徒理解や人間関係づくり等の学級経営や発問、板書等の授業改善、指導方法に関する助言を行う。

配置場所：6 教育事務所

構成員：チームリーダー、学校支援専門員、スクールソーシャルワーカー (社会福祉士等)、スクールカウンセラー (臨床心理士等)、弁護士、精神科医、メンタルヘルスアドバイザー 等

内容：生徒指導に関すること (問題行動、不登校、児童虐待、性暴力等)
教員の指導力向上に関すること (授業改善、学級経営、ICT 活用等)
特別な支援を要する児童生徒への対応に関すること
教職員の非違行為及び資質向上に関すること
教職員のメンタルヘルスに関すること

4 教職員自主的研究推進事業の実施

1,500 千円

教職員として求められる専門的な研究推進に向け、教職員が自主的に構成する研究グループの活動を奨励・支援し、さらなる指導力の向上や教職員としての資質能力の向上に資する。

対象者：県立学校教職員及び県費負担教職員で組織する5人以上のグループ

選考：大学教授で構成する選考委員会が評価

対象グループ数：30 グループ

研究費補助 (上限)：1 グループ 50 千円

研究テーマ：・情報機器の効果的な活用による児童の発表力を育む授業作り
・対話による学びを深める授業づくり 等

研究成果の活用：・研究活動の成果をホームページ等で公開

・研究報告書を教育研修所で閲覧

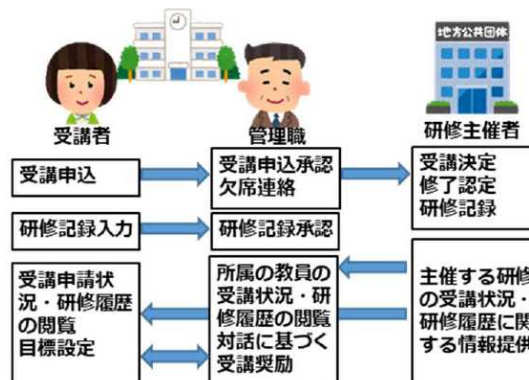
・研修テーマに応じた教材として活用

・研究内容が類似のグループ相互の研究発表・意見交換会の実施

5 【新】研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励の実施

新たに導入した教職員研修管理システムによる研修履歴の記録を活用し、教職員が自らの学びを振り返ったり、学校管理職が研修の奨励を含む指導助言を行うこととおして、教職員の主体的・効果的な資質向上に資する。

対象者：公立学校の校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭及び臨時的任用教員



教職員研修管理システム

【学校組織等活性化の取組】

1 教職員人事評価・育成システムの推進

教職員の教育活動への取組状況を記録・評価し、指導・助言を行うなど、教育活動の充実を目指した教職員の能力開発を図り、学校組織の活性化に資する。

(1) 概要

① 校長

目標管理制度による評価・育成

② 校長以外の教職員

ア 複数の評価・育成者による公正な評価の確保

イ 評価基準の明確化、絶対評価による5段階評価の実施

ウ 職務の遂行状況に着目した業績評価と発揮された意欲や能力に着目した能力評価による実施

エ 評価結果の開示と指導・助言

(2) その他

- ・重点的取組目標についての管理職と教職員との面談の実施
- ・学校運営に係る教職員からの意見聴取

2 優秀教職員表彰の実施

日々の学校教育活動において優れた取組を行っている教職員を表彰し、教職員の職務意欲や資質能力の向上と教育の活性化を図る。

対象者：県立及び市町立学校教職員

領域：・学習指導、研修・研究活動

・生徒指導、進路指導

・特別支援教育、防災教育等の課題教育

・職務の工夫改善

・開かれた学校づくり、その他学校教育活動



優秀教職員表彰

表彰式：2月

表彰者数：33人（令和4年度実績）

小学校14人、中学校6人、高等学校11人、特別支援学校2人

優秀事例の周知：「実践事例集」としてとりまとめ、県教育委員会ホームページに掲載し、教職員に啓発

3 指導力向上を要する教員のフォローアップシステムの推進

419 千円

学習指導や学級経営、生徒指導を適切に行うことができない、いわゆる指導力が不足する教員を対象とするフォローアップシステムを推進する。

(1) 校内等での指導・支援を要する教員への対応

管理職や市町教育委員会、学校支援専門員による指導・支援を実施

(単位：人)

年度	年度当初における指導・支援を要する教員の数	左のうち年度中の動き			新規対象者等
		指導・支援が終了した者	退職した者等	病気休暇取得者	
令和3年度	7	1	1	1	9
令和4年度	13	2		2	6
令和5年度	15	—	—	—	—

※平成16年度の制度開始以降の累計：指導・支援が終了した者189人、

勸奨退職等で退職した者84人、職種変更した者3人、指導継続中の者15人の合計 291人

(2) 指導力向上を要する教員への指導改善研修の実施

校内等での指導・支援を要すると判断された者で、判定委員会において「指導力向上を要する教員」と判定された者に対して指導改善研修を実施

期 間：原則として1年間

場 所：県立教育研修所

内 容：個人別プログラムによる研修

(県立教育研修所での模擬授業・指導案作成、所属校での実践研修、福祉施設・社会教育施設での実践研修など)

研修を実施した者の状況（平成16年度～平成26年度まで）

(単位：人)

区分	県立学校	市町立学校	計
職場復帰	4	5	9
職種変更	1	2	3
依願退職	3	10	13
分限免職	0	1	1
計	8	18	26

※平成27年度以降は判定委員会、指導改善研修とも実施なし

IV 教育公務員としての倫理観の保持

教員の非違行為や体罰防止に向けた研修等の取組を推進するとともに、指導力向上を要する教員への指導・支援等により指導力改善を図る。

1 防止対策

(1) 「懲戒処分の指針」の公表

非違行為全般に関する懲戒処分に関する指針を制定し、公表することにより、懲戒処分の透明性を高め、非違行為の予防を図る。

(2) 非違行為防止研修の実施

校内研修等の場において、講義や事例紹介により非違行為の未然防止を図るための研修を実施する。

① 校内教職員研修

各学校において全教職員を対象に、事例紹介等による研修を実施

② 県立教育研修所における研修

初任者研修、管理職研修等の年次研修や職務研修において、倫理観の涵養に関する研修を体系的かつ効率的に実施

(3) 体罰防止に向けた取組

① 体罰にかかる基準の明確化

平成 24 年度の実態調査に基づき、その内容や至った原因背景を踏まえ、教職員が適切な指導を行えるよう、体罰にかかる基準を明確化

※H31.3 体罰に関する処分の厳罰化を通知

② 教員研修の充実

ア 未然防止のための研修の徹底

対話重視の生徒指導や部活動指導上の留意事項の徹底

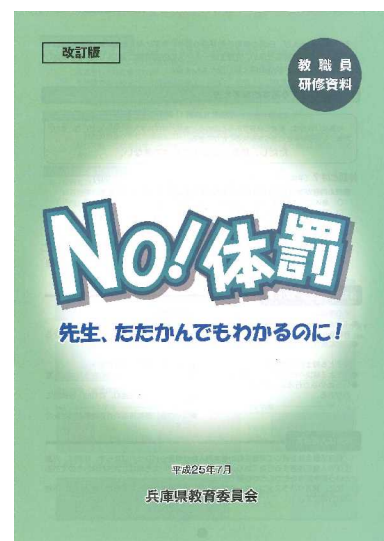
- ・教職経験に応じた研修（初任者研修 等）
- ・職務に応じた研修（管理職研修 等）
- ・部活動指導者、体育科教員を対象とした研修

イ 加害教員に対する事後指導の強化

(ア) 体罰で懲戒処分を受けた教職員に対するアンガーマネジメントを含む体罰再発防止研修の受講義務づけ

（1年を通じて4～5回）

(イ) 部活動の指導において体罰を行い、懲戒処分を受けた教員の部活動指導の禁止



教職員研修資料「NO!体罰」

③ 通報窓口の明確化（義務教育・高校教育課）

児童生徒及び保護者からの体罰の発生時の通報が円滑に行えるよう、通報窓口「いじめ体罰ホットライン」として明確化し、常時通報を受け付ける。

ア ひょうごっ子悩み相談センター（県立教育研修所）

電話相談 24 時間受付

イ ひょうごっ子悩み相談センター分室（各教育事務所 計6カ所）

電話相談 9:00～17:00

2 処分件数等

(1) 懲戒処分件数

年度	体罰	かいせつ・セクハラ	横領 不適切経理	不適切 指導等	その他		計
					校内	校外	
H25	19	8	0	2	2	8	39
H26	9	7	3	0	4	5	28
H27	8	14	0	2	3	9	36
H28	6	8	1	3	3	2	23
H29	7	3	2	0	2	10	24
H30	7	15	1	1	7	11	42
R元	15	19	5	3	10	7	59
R2	22	11	11	6	15	10	75
R3	10	13	1	9	4	8	45
R4	8	14	2	3	13	8	48

【参考】校種別状況（令和4年度）

区分	体罰	かいせつ・セクハラ	横領 不適切経理	不適切 指導等	その他		計
					校内	校外	
小学校	0	4	1	1	4	4	14
中学校	5	5	0	0	2	1	13
高等学校	2	4	0	2	6	3	17
特別支援学校	1	1	1	0	1	0	4
計	8	14	2	3	13	8	48

(2) 体罰発生件数（法上の懲戒処分に至らなかったものを含む）

年度	H30	R元	R2	R3	R4
発生件数	26	51	23	21	17

【参考】校種別状況（令和4年度）

区分	授業中	部活動中	その他	計
小学校	1	0	2	3
中学校	3	2	2	7
高等学校	1	1	3	5
特別支援学校	0	1	1	2
計	5	4	8	17

V 学校管理職の養成及び学校運営能力の向上

学校が抱える様々な課題を積極的に解決するためのリーダーシップを有する管理職の育成や、学校運営の中心となるミドルリーダーの育成や女性管理職の育成など、これからの時代に求められる学校管理職の育成を行うため、体系的・実践的な研修を実施する。

1 職務に応じた研修

301 千円

(1) 県立学校

① 主幹教諭研修の実施

管理職を助け、円滑な学校運営の推進や教員等の資質及び能力の向上に関する業務を遂行する主幹教諭として、必要な資質向上を目指した研修を実施する。

対 象 者：新任主幹教諭 69 人(令和 5 年度実績)

時 期：4 月・9 月(予定)

内 容：最近の教育を取り巻く課題、主幹教諭の職務と主幹教諭に期待すること、主幹教諭の役割と学校活性化に向けた取組、昨年度の主幹教諭の取組事例及び本年度の取組計画 等

② 学校管理職・教育行政職特別研修の実施

教育行政・学校経営の改善を実践する力量(知識とスキル)の育成と向上を図るため、教頭候補者選考試験等の合格者全員に実習・実演や事例研究を中心とした特別研修を実施する。

対 象 者：新任教頭及び新規教頭採用候補名簿登載者、新任指導主事等

期 間：5 日間

時 期：5 月・6 月

場 所：兵庫教育大学

内 容：兵庫教育大学と県教育委員会が連携して開発した研修プログラム
(専門的教育理論を持つ大学教員と実践的指導力をもつ指導主事など多様な講師陣を招いた講義や演習)

教育行政・学校経営改革と学校組織マネジメント、教育法規と学校危機管理、開かれた学校づくりと教育課程経営、学校評価と教職員評価、学校業務の改善 等

※令和 5 年度は、集合研修と WEB 研修を合わせ、次の内容で実施予定

場 所：県立教育研修所

期 間：令和 5 年度：3 日間(いずれも Web 研修を含む)

時 期：令和 5 年度：5 月・6 月・7 月

対 象 者：令和 5 年度：62 人

〔 新任教頭及び新規教頭採用候補名簿登載者 26 人 〕
〔 新任指導主事等 36 人 〕

③ 学校管理職候補者研修の実施

校長・教頭候補者を対象として、管理職としての識見を高め学校経営能力の養成を図るため、人事管理上の諸問題などの研修を実施する。

対 象 者：校長候補者名簿登載者、教頭候補者名簿登載者
期 間：1日（10月）
場 所：県立教育研修所等
内 容：今日的な教育課題等と学校経営能力、組織マネジメントの手法、
教職員人事評価や育成方法 等

対象者数：91人（令和5年度予定者）

〔 校長候補者名簿登載者 43人 〕
〔 教頭候補者名簿登載者 48人 〕

④ 学校管理職研修の実施（高校教育課）

管理職としての識見を高め、指導力の向上を図るため、学校を管理・運営し教育活動を営む上での諸問題について研究協議する研修を実施する。

対 象 者：校長及び教頭

対象者数：385人（校長163人、教頭222人）（令和5年度予定者）

期 間：校長1日 教頭2日

場 所：県立教育研修所

内 容：学校・組織の活性化と学校の危機管理、働きがいのある学校づくり等

(2) 市町立学校

① 主幹教諭研修の実施

対 象 者：新任主幹教諭242人（令和5年度予定者）

時 期：6月～8月、10月～11月の間に各教育事務所で年2回実施

② 学校管理職・教育行政職特別研修の実施

対 象 者：令和5年度：新任教頭149人（予定）

※期間、時期、場所は県立学校と同じ

③ 学校管理職研修の実施

対 象 者：校長及び教頭

対象者数：1,671人（校長826人、教頭845人）（令和5年度予定者）

期 間：校長2日 教頭2日

場 所：県内6ヶ所（教育事務所単位）

内 容：学校経営のあり方、教職員人事・評価育成システム、働きがいのある学校づくり 等

2 管理職の育成

(1) 管理職候補者の確保

管理職候補となる優秀な県立学校の教員に対し、管理職試験受験につながる働きかけを継続的に行うため、優秀な教員情報を教職員人事課が集約し、各校長へ情報提供するとともに、県教育委員会と県立学校長協会とが連携し、管理職人材の確保に努める。

(2) 学校経営等に関する研修会の実施

学校経営等に関心をもつ県立学校教員を対象に、学校経営等の魅力や教育行政等の理解を深め教職員の資質向上を図る。

対 象 者：学校経営等に関心のある教員や若手及び女性教員
 内 容：管理職アドバイザーによる講話、班別情報交換会等
 期 間：7月
 場 所：県内4ヶ所で各1日
 参加者数：197人（令和4年度実績）

(3) 女性管理職の育成

- ① 「第2次男女共同参画教職員支援ひょうごプラン」(令和3年3月策定)の推進
 女性活躍推進法や次世代育成推進法に基づく事業主行動計画として、教職員一人一人が働きがいを実感できる職場づくりをより一層推進する。

【数値目標】女性の能力発揮の促進と機会拡大に関する指標

区 分	第2次計画		＜参考＞第1次計画	
	実績値 (令和4年度)	目標値 (令和7年度)	目標値 (令和2年度)	実績値 (令和2年度)
公立学校及び事務局における管理職に占める女性の割合	23.2%	22%	16.0%	20.1%
県立学校における校務運営委員の女性比率	26.1%	30%	—	22.5%
公立中学校におけるグループリーダーの女性比率	28.1%	30%	—	26.2%

② スマートワークス～わたしを生かす働き方～研修

「第2次男女共同参画教職員支援ひょうごプラン」を踏まえ、女性の力を兵庫の教育に活かすため、生活と仕事の調和を意識した働きやすい職場づくりを通して、自分を生かすためのライフデザインを考え、いきいきと働き続けられるよう意識のアップデートを図る。

対 象 者：県立学校・市町組合立学校に在籍する女性教職員
 内 容：女性有識者による講義及び演習
 期 間：県立学校及び県教育委員会事務局、市町組合立学校 各1日
 参加者数：140人（令和4年度実績）

〔 県立学校 66人
 市町立学校及び教育事務所、市町教育委員会事務局 74人 〕

VI 学校業務改善の取組等を通じた教職員のワーク・ライフ・バランスの推進

教職員が、ワーク・ライフ・バランスを図りながら、心身ともに健康で、専門性を高め、指導力を発揮できるよう、働きがいのある学校づくりを推進する。

1 県立学校における取組

(1) 規則及び方針

① 「教育職員の業務の量の適切な管理に関する措置等を定める規則」

(令和2年4月1日施行)

県立学校に勤務する教育職員の在校等時間[※]から所定の勤務時間を除いた時間が原則月45時間・年360時間の範囲内となるよう、業務の量の適切な管理に努める。

※ 在校等時間＝在校している時間＋（校外において職務として行う研修、児童生徒引率等の職務従事時間）－（自己研鑽及び業務外の時間＋休憩時間）

② 働きがいのある学校づくりの推進に関する方針（令和2年4月1日策定）

上記①の規則に基づき、業務の量の適切な管理等に必要な事項について、国の指針を参考に本県の取組方針を策定した。

(2) 業務量の適切な管理

業務量の適切な管理等に関する規則及び方針に基づき、いわゆる超過勤務時間が規則に定めた時間（月45時間・年360時間）の範囲内となるよう、業務量の適切な管理に努める。

<超過勤務時間の状況（県立学校）> (単位：時間)

	令和2年度 [※]		令和3年度		令和4年度	
	月	年	月	年	月	年
高等学校	33:24	400:48	32:13	386:39	30:16	363:15
特別支援	16:15	195:00	17:23	208:37	18:55	227:05
合計	29:39	355:48	28:51	346:23	27:32	330:35

※ 令和2年度の新型コロナウイルスによる臨時休業期間（R2.4～R2.5）については、令和元年度実績を踏まえて算出

① 在校等時間の適正な管理等

県立学校の管理職は、全ての教職員に対して、校外において職務に従事する時間も含め、「サービスシステム」を活用したパソコンのログオン・ログオフ時間による在校等時間の把握を徹底する。

② 教職員の意識改革

管理職のリーダーシップのもと、「定時退勤日」等の完全実施に向けた校内体制の確立とともに、全ての教職員が参画し主体的に取り組むことで、教職員の意識改革を図るとともに、自身のタイムマネジメントの確立を推進する。

ア 定時退勤日等の完全実施（教職員人事課、体育保健課、高校教育課）

管理職のリーダーシップのもと、「定時退勤日」、「ノー会議デー」「ノー部活デー」の完全実施に取り組む。

定時退勤日：

全ての学校で、週1回の定時退勤日を完全実施

ノー会議デー：

全ての学校で、会議を設定しない週1回のノー会議デーを完全実施

ノー部活デー：

全ての学校で、週当たり2日以上以上の休業日を設定（平日及び土日等の休業日にそれぞれ1日以上設定）するノー部活デーを完全実施



働き方改革ポスター

<令和4年度 定時退勤日等の状況（県立学校）> (R5.2調査)

	定時退勤日	ノー会議デー	ノー部活デー	
			平日	土日
高等学校	93.2%(96.6%)	98.6%(96.6%)	96.0%(99.3%)	75.1%(90.0%)
特別支援学校	92.6%(82.1%)	96.3%(89.3%)	/	

※括弧書きは、令和3年度実績

イ 学校閉庁日の実施

職員が休養を取りやすい環境を整備し、心身の健康保持を図るとともに、ワーク・ライフ・バランスのとれた充実した生活を送れるようにするため、夏季休業期間内に学校閉庁日を設定する。

令和5年度の奨励日：8月14日（月）

③ 学校業務改善の取組等を通じた教職員の総業務量の削減

ア 【新】兵庫県 GIGA スクール運営支援センターの設置（教育企画課）

57,664 千円（一部国庫）

ICTを活用した学びを推進するため、各学校からの問合せやトラブル等に対し組織的な支援を行う体制を整備する。

内容：ヘルプデスクの設置及び緊急時の出張対応

イ 校務支援システムの活用（教育企画課）

県立学校における業務の効率化を促進し、教員の負担軽減を図るため、児童生徒の成績処理や出欠状況・指導要録等の学籍関係等を一元的に管理する「統合型校務支援システム」の活用・充実を図る。

ウ デジタル採点システムの活用（高校教育課）

県立高等学校の校内で実施する定期考査等の採点業務について、教職員の負担軽減を図るため、デジタル採点システムを活用する。

エ サービスシステムの活用

教職員の年休等のサービス処理に関する事務の負担を軽減し、業務の効率化を図るために導入したサービスシステムを活用する。



サービスシステム画面

オ 【新】旅費システムの活用（財務課）

12,430千円

教職員の旅行命令処理等に関する事務の負担を軽減し、業務の効率化を図るため、新たに県立学校の教職員に旅費システムを導入する。

対象：全県立学校の教職員
導入時期：令和6年4月（予定）

カ 【新】給与関連申請システムの活用（学事課）

12,100千円

教職員の手当認定処理や給与の情報照会等に関する事務の負担を軽減し、業務の効率化を図るため、新たに県立学校の教職員に給与関連申請システム等を導入する。

対象：全県立学校の教職員
導入時期：令和6年4月（予定）

キ 学校徴収金における徴収管理システム等の構築・導入（財務課）

県立学校における授業料及び学校徴収金の徴収・出納管理について、学校現場における金融機関への訪問回数の削減や事務改善及びセキュリティを向上するため、全県統一のシステムを開発、導入する。

対象：全県立学校
導入時期：令和6年4月（予定）
内容：徴収事務（口座振替データ登録処理、振替データ作成事務）
出納管理事務（振替結果收受・再振替通知、収納状況消し込み、
出納簿・出納状況確認、決算資料作成・卒業時返金計算）
支出事務（支払処理（決定書起票・振込処理、卒業時返金））

ク 【新】就学支援制度オンライン申請システムの構築・導入（財務課）

59,400千円

高等学校及び特別支援学校の就学支援制度申請にかかる保護者等の利便性向上と審査・認定業務の効率化を図るため、オンライン申請システムを導入する。

対象：全県立学校・市立学校
導入時期：令和7年4月（予定）

ケ 【新】特別支援教育就学奨励費システムの改修（財務課）

24,753千円

特別支援教育就学奨励費の支給等にかかる業務を効率化するため、オンライン申請データの連携やマイナンバーによる税情報等の照会、支給決定等の業務全般を同一システム内で一元管理できるシステムに改修する。

対 象：全県立・市立特別支援学校
導入時期：令和6年4月（予定）

コ 自動音声応答システムの活用

事務室で取り次いでいる外線電話について、待ち時間の縮減、案内の均一化を図り、外部対応を効率的に行うため、県立学校において自動音声応答システムを活用する。

サ 留守番電話の活用

保護者等からの問い合わせ等の勤務時間外業務負担を軽減するため、全県立学校においてオートメッセージ型・録音型留守番電話を活用する。

シ 【拡】「GPH100」の取組促進

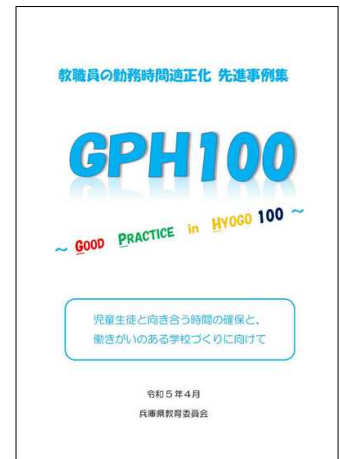
GPH100に掲載された取組を参考にしながら、各校・各教育委員会の実情に合わせた勤務時間の適正化に一層取り組む。

先進事例①（淡路市立北淡小学校）

朝読書の時間をしっかりと捻出するために、児童が毎朝提出する連絡ノート、健康観察カードなどにQRコードを貼付し、タブレット端末で読み込むことで、提出物管理の時間を大幅に削減できた。

先進事例②（赤穂市立塩屋小学校）

スクール・サポート・スタッフ（SSS）へ仕事を依頼する方法として、「お仕事依頼ボード」や「印刷物BOX」、「SSS時間割表」を作成・活用することで、SSSに対して仕事を頼みやすくなり、放課後の印刷等の時間を削減できた。



先進事例集 GPH100

ス 【新】業務改善モデル事業

1,000千円

モデル校に民間コンサルタントを導入し、学校現場の現状を把握するとともに、民間の効率的な業務改善ノウハウを活かし、業務量の削減に向けた調査研究を行う。

モデル校：県内小学校・中学校・高等学校 各1校 計3校

内 容：民間コンサルタントを導入
学校業務改善の調査研究
学校業務改善事例集の作成

セ 行事・会議等の見直し

新型コロナウイルス感染症の拡大をきっかけに行った全ての行事・会議等の精選について、ICTを活用した効率化や縮小・簡略化が可能なものについて検討するなど、行事・会議等の見直しを引き続き行うことで、業務量の縮減につなげる。

取組例：オンラインによる職員会議の開催
オンラインによる研修の実施
慣例として行ってきた行事の見直し

ソ 文書取扱上のルール設定

メール送信上のルール：

宛先はBcc、添付ファイルを掲示板に掲載、
鑑文の省略 等

調査時のルール：

回答様式のファイル名を統一、
前回の回答ファイル等を添付 等



④ 外部人材の積極的な活用の推進

県立学校教員等の長時間勤務の縮減を図るため、必ずしも教員が担う必要がない業務について外部人材を積極的に活用する。

ア 【拡】県立学校業務支援員配置事業

119,588千円（一部国庫）

県立学校教員等の長時間勤務の縮減を図るため、授業準備等を担う業務支援員（地域の外部人材）を配置する。

配置人数：153人 全県立高等学校（全日制）126校・各1人

全県立特別支援学校 27校・各1人

勤務時間：3時間×5日／週（令和4年度：3時間×3日／週）

業務内容：情報整理（各調査に関するデータ入力等の補助）

校務運営委員会、文書作成（関係機関への文書作成・整理）

学校評議委員会等の準備（資料印刷、セッティング）

新型コロナウイルス感染症対策に伴う業務（消毒作業）等

イ スクールロイヤー（弁護士）の配置（高校教育課）

県立学校に寄せられる様々な要望・問題等に対し、直接スクールロイヤーから法に基づく助言が得られる体制を整備し、早期解決を支援する。

配置日数：週1回

対応案件(例)：保護者からの要望

いじめ問題

学校運営上の課題



スクールロイヤーへの相談

ウ 県立学校部活動指導員配置事業（体育保健課）

14,577千円

県立学校の部活動指導を担当する教員の業務負担軽減や、専門的な技術指導を受けられない生徒への指導のため、部活動指導員を配置する。

配置人数：55人/年

指導回数：70回/年

業務内容：部活動の顧問として、単独での指導や大会引率等

エ 講師(非常勤)を活用した部活動指導員(部活動サポートスタッフ)の配置 (体育保健課)

当該校に勤務している講師(非常勤)を活用し、県立高等学校の部活動(運動部及び文化部)を担当する複数教員の業務負担の軽減を図る。

配置人数：55人/年

指導回数：70回/年

業務内容：複数の部活動の指導や、大会時等に分散して移動する生徒の単独引率や、異なる会場でのコーチングなど顧問の補助

(3) 健康及び福祉の確保

教職員がワーク・ライフ・バランスを図りながら心身ともに健康で指導力を発揮できるよう、風通しのよい学校づくりを進める。

① ワーク・ライフ・バランスの推進

年次休暇の取得促進、各種休暇制度等の周知、自己研鑽の奨励、男性の家事・育児への参画等、ワーク・ライフ・バランスの推進を図る。

ア 年次休暇の取得促進(教職員人事課)

全ての教職員が、少なくとも年間10日間の年次休暇を計画的に取得できるよう取り組む。

取得状況：12.4日(令和4年・県立学校実績)

イ 特別休暇の取得促進(教職員人事課)

ワーク・ライフ・バランスの推進を図る観点から拡充された各種特別休暇の取得促進を図る。



・【拡】出生サポート休暇

不妊治療と仕事の両立を支援するため、取得日数を拡充(年12日(体外受精及び顕微授精の場合は年17日))する。(R5.1.1~)

【取得日数】

拡充後：年12日(体外受精及び顕微授精の場合は年17日)

拡充前：年5日(体外受精及び顕微授精の場合は年10日)

・【拡】男性職員の育児参加のための休暇

男性の育児参加をさらに進めるため、対象期間を拡大する。(R4.10.1~)

【対象期間】

拡充後：産前8週間(多胎の場合は産前14週間)から子が1歳に達するまで

拡充前：産前8週間(多胎の場合は産前14週間)から産後8週間

・【拡】長期勤続休暇

長期勤続の節目において、心身の活力の維持及び増進を行い、自己研鑽等を図るため、取得対象期間を拡充する。(R5.1.1~)

【取得対象期間】

・勤続20年

拡充後：永年勤続表彰を受けた日の翌日から、表彰を受けた日から10年を経過する日の属する年の3月31日まで

拡充前：永年勤続表彰を受けた日の翌日から、一年以内

- ・勤続 30 年

拡充後：永年勤続表彰を受けた日から 10 年を経過する日の属する年の 4 月 1 日から、定年退職日まで

拡充前：永年勤続表彰を受けた日から 10 年を経過する日の属する年の 4 月 1 日から、一年以内

ウ 【拡】育児休業の活用

育児を行う教職員の仕事と家庭の両立を一層容易にするため、育児休業の取得回数制限を緩和する。(R4. 10. 1～)

【出生時育児休業（男性職員）】

緩和後：出生後 8 週間以内に 2 回

緩和前：出生後 8 週間以内に 1 回

【育児休業】

緩和後：子どもが 3 歳になるまでに 2 回

緩和前：子どもが 3 歳になるまでに 1 回

② 風通しのよい学校づくりの推進

ハラスメントはもとより、教職員の悩み事について、相談窓口の活用や倫理観を高める研修の実施などを通じて、相談しやすい雰囲気を醸成し、風通しのよい学校づくりを推進する。

ア ハラスメント防止指針の周知・徹底（教職員人事課）

「パワー・ハラスメント」、「セクシュアル・ハラスメント」、「妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント」の防止指針を一つにまとめ策定した「兵庫県教育委員会ハラスメント防止指針」（令和 2 年 6 月）について、指針を HP に掲載するとともに、管理職研修等あらゆる研修の場を通じて、周知・徹底する。

イ 迅速かつ厳正な処分（教職員人事課）

職員間のハラスメント行為について、事実関係を速やかに把握し、迅速かつ厳正に処分を実施する。

ウ 管理職・一般職員研修の充実（教職員人事課）

管理職：リーダーシップを高める研修の実施

一般職員：ハラスメント防止研修の実施

エ 相談窓口の活用周知（教職員人事課、福利厚生課）

庁内メールやホームページ等により既存の相談窓口の活用周知を図る。

【相談窓口】

- ・「教職員電話健康相談 24」

医者や専門スタッフが、健康相談・専門医相談・

小児救急相談および医療機関案内に、24 時間態勢で対応

- ・「教職員メンタルヘルス相談センター」

臨床心理士による面談・電話相談、研修会・相談会を実施



相談窓口周知チラシ

- ・「教職員相談室」
教育現場での豊かな経験を持った相談員が、教職員の日常生活等にかかわる諸問題について助言・支援
- ・「教職員人事課 電話相談・直行メール」
職員からのハラスメントに関する苦情・相談に対応

2 市町立学校への支援

< 超過勤務時間の状況（市町立学校） >

○ 県実施「勤務実態調査」※¹より (単位：時間)

	令和元年度		令和4年度	
	月※ ²	年※ ³	月	年
小学校	41:19	495:50	35:39	427:55
中学校	80:58	971:40	71:06	853:20
合計	59:02	708:24	48:25	581:00

- ※¹ 調査対象校：小学校70校、中学校35校
調査時期：令和4(元)年6月～7月で、各所属が選択した1週間
超過勤務時間＝平日の超過勤務時間(A)＋休日の勤務時間(B)
(休憩時間内・持ち帰り時間を含めない)
- ※² 1月あたりの超過勤務時間＝(A×200日＋B×125日)/12月
- ※³ 1年あたりの超過勤務時間＝(A×200日＋B×125日)

(1) 【拡】スクール・サポート・スタッフの配置 142,800千円（一部国庫）

教職員の在校等時間の縮減、児童生徒と関わる時間の確保、教材研究等に注力できる体制を整備するため、授業準備等を担うスクール・サポート・スタッフ（地域の外部人材）を配置する。

配置人数：小中学校全校（配置予定校）（令和4年度：40人[各市町1人]）

配置時間：週15時間×42週

業務内容：授業準備、会議準備、外部対応、消毒作業 等

(2) 学校問題サポートチームの設置・派遣（再掲）

（義務教育課、特別支援教育課、教職員人事課、福利厚生課） 137,191千円（一部国庫）

複雑化する学校課題に対し、教育事務所長のリーダーシップのもと、効果的・機動的な支援を行う「学校問題サポートチーム」を設置するとともに、県教育委員会事務局内の学校問題支援室との連携を図る。

配置場所：6教育事務所

構成員：チームリーダー、学校支援専門員、スクールカウンセラー（臨床心理士等）、スクールソーシャルワーカー（社会福祉士等）、弁護士、精神科医、メンタルヘルスアドバイザー 等

内容：生徒指導に関すること（問題行動、不登校、児童虐待、性暴力等）
教員の指導力向上に関すること（授業改善、学級経営、ICT活用等）
特別な支援を要する児童生徒への対応に関すること
教職員の非違行為及び資質向上に関すること
教職員のメンタルヘルスに関すること

令和4年度実績：15,513件（電話：1,353件、面接：14,160件）

- (3) **学校問題解決のための弁護士法律相談事業（義務教育課）** **2,438 千円**
 学校だけでは解決困難な問題に対し、直接弁護士から法に基づく助言が得られる体制を整備する。

地域別法律相談会

回数：阪神、播磨東、播磨西 10 回程度／年

但馬、丹波、淡路 6 回程度／年

内容：各地域で弁護士による巡回相談を実施



- (4) **中学校部活動指導員配置事業（体育保健課）** **30,242 千円（一部国庫）**
 公立中学校の部活動指導を担当する教員の業務負担軽減や、専門的な技術指導を受けられない生徒への指導のため、部活動指導員を配置する。

配置市町：31 市町組合

配置人数：207 人

業務内容：部活動の顧問として、単独での指導や大会引率等

- (5) **中学校部活動における地域移行等に向けた検討事業（体育保健課、義務教育課）**
44,000 千円（全額国庫）

国の「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」の方針を踏まえ、令和5年度においては、部活動の地域移行等に向けた関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備、指導者の確保、参加費用負担への支援等に関する実証事業を実施する。

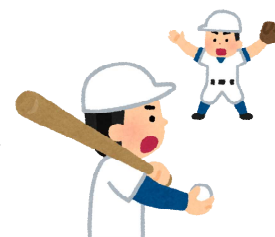
① **実証事業の実施**

関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備を推進
 参加費用負担への支援などを加えた実証事業の実施

運動部：11 市町 文化部：4 市町

② **部活動地域移行推進会議の設置**

地域スポーツクラブや文化連盟等の関係団体との連絡調整
 地域連携・地域移行に向けた環境整備のあり方について検討
 連絡協議会での各市町における課題や取組を情報共有



(6) **ICTの活用状況**

県立学校において活用しているシステムを参考に、校務支援システムやデジタル採点システム、学校徴収金管理システム等を導入・活用。取組の進んでいない市町には、県や他の市町の活用状況を伝えることにより、さらなる取組を促す。

	導入市町数	
校務支援システム	39 市町	(令和4年度:38 市町)
デジタル採点システム	18 市町	(令和4年度:16 市町)
学校徴収金管理システム	8 市町	(令和4年度:5 市町)

3 「第2次 男女共同参画 教職員支援ひょうごプラン」(令和3年3月策定)の推進

女性活躍推進法や次世代育成推進法に基づく事業主行動計画として、教職員一人一人が働きがいを実感できる職場づくりをより一層推進する。

4つの重点目標

- ・男女共同参画に向けた意識改革
- ・議論・検討するあらゆる場面への女性の参画を促進
- ・ワーク・ライフ・バランスを支援する制度の充実
- ・授業等の工夫・業務の効率化の推進



第2次 男女共同参画 教職員支援ひょうごプラン

【参考】数値目標

(1) 女性の能力発揮の促進と機会拡大に関する指標 (再掲)

区 分	第2次計画		＜参考＞第1次計画	
	実績値 (令和4年度)	目標値 (令和7年度)	目標値 (令和2年度)	実績値 (令和2年度)
公立学校及び事務局における管理職に占める女性の割合	23.2%	22%	16.0%	20.1%
県立学校における校務運営委員の女性比率	26.1%	30%	—	22.5%
公立中学校におけるグループリーダーの女性比率	28.1%	30%	—	26.2%

(2) 家庭や地域へ参画しやすい職場風土の醸成に関する指標

区 分	第2次計画		＜参考＞第1次計画	
	実績値 (令和3年度)	目標値 (令和7年度)	目標値 (令和元年度)	実績値 (令和元年度)
配偶者の出産補助休暇の取得率	70.8%	100%	100%	70.2%
男性の育児参加のための休暇の取得率	36.6%	100%	100%	35.8%

「障害者活躍推進計画」に基づき、教育委員会での障害者の法定雇用率達成に向けた取組を推進する。

1 雇用率の現状（令和4年6月1日現在）（単位：人）

区分	職員数 A	基礎職員数 (除外率 25%) B (A-A*25%)	障害者数 C	雇用率 (法定雇用率 2.5%) D (C/B)	過不足人数 E (C-B*2.5%)
事務局	734.0	551.0	41.0	7.44%	28.0
県立	10,363.5	7,773.5	206.5	2.66%	12.5
小計	11,097.5	8,324.5	247.5	2.97%	39.5
市町立	22,819.5	17,115.5	162.5	0.95%	▲ 264.5
計	33,917.0	25,438.0	410.0	1.61%	▲ 225.0

※ 週 20 時間以上 30 時間未満の短時間勤務職員は、0.5 人として計算。

2 「障害者活躍推進計画」の策定・取組

「障害者の雇用の促進等に関する法律」の一部改正を受けて策定した「障害者活躍推進計画」に基づき、障害のある教職員を含むすべての教職員が働きがいのある職場づくりに向けて取り組む。

【取組方針】

- 1 障害者の雇用の拡大
- 2 働きやすい職場づくりに向けた環境の整備
- 3 共生社会の実現に向けた研修の充実
- 4 体制の整備等

3 雇用対策

(1) 障害者人材バンクの設置

障害者の一般就労につながる雇用の機会の確保と学校現場での経験を促すため、臨時的任用教職員又は非常勤講師等の希望者を登録する障害者人材バンクを設置する。

(2) ワークセンターの設置

ワークセンタースタッフ等（障害者）及びワークセンタースタッフ等の業務洗い出し等を行うジョブサポーターを配置する。

① 雇用・配置場所：27所属

- ・教育委員会事務局11所属（本庁2、教育事務所4、教育研修所1、社会教育施設4）
- ・県立学校16所属（高等学校6、特別支援学校10）

② ワークセンタースタッフ等（障害者）の配置

ア ワークセンタースタッフの配置：17人

ジョブサポーターの支援のもと、事務補助や環境整備等の業務に従事し、知識・技能等を身に付ける。

イ 県立学校業務支援員としての雇用：16人

経験を積んだワークセンタースタッフを県立学校業務支援員として雇用する。

(3) 市町教育委員会への働きかけ

市町教育長会議や地区教育長会議、教育事務所連絡会等において、市町教育委員会において障害者の雇用を促進するよう周知徹底を図る。

なお、「障害者活躍推進計画」に基づく取組を推進するために実施している「障害を有する教職員の職場等の満足度に関するアンケート調査」の結果を受けて、各市町教育委員会に対し、特に下記の取組を推進するよう働きかけている。

- ・ 定期的な面談等を通じたきめ細かな対応
- ・ 多様な特性等に対応した働き方の整備
- ・ 計画的な施設等の環境整備
- ・ 職場・校内研修を通じた意識啓発



1 教員免許状の授与

(1) 免許状の種類

区 分		免 許 状 の 種 類						
普 通 免 許 状	専修	幼稚園 教 諭	小学校 教 諭	中学校 教 諭	高等学校 教 諭	特別支援 学校教諭	養護 教諭	栄養 教諭
	一種							
	二種							
特別免許状			小学校 教 諭	中学校 教 諭	高等学校 教 諭	特別支援 学校教諭		
臨時免許状		幼稚園 助教諭	小学校 助教諭	中学校 助教諭	高等学校 助教諭	特別支援 学校助教諭	養 護 助教諭	

※普通免許状…全国で有効、有効期間なし

※特別免許状…発行都道府県内のみで有効、有効期間なし

※臨時免許状…発行都道府県内のみで、発行から3年間有効

(2) 種別の授与件数（令和4年度）

（単位：件）

種別	幼	小	中	高	特別 支援	特殊 教科	養護 教諭	栄養 教諭	計
普通免許状	3,515	1,283	1,663	1,889	581	0	288	78	9,297
特別免許状		0	2	7	0	0			9
臨時免許状	0	2	7	23	2	0	0		34
計	3,515	1,285	1,672	1,919	583	0	288	78	9,340

※特別免許状の内訳…公立学校4件、私立学校5件

※臨時免許状の内訳…公立学校28件、私立学校6件

2 教員免許認定講習の実施

特別支援学校教諭2種免許状の取得等を希望する現職教員が必要な単位を修得できるよう、教育職員免許法等の規定に基づく単位認定講習を開催する。

時 期：長期休業期間中（7～8月）

内 容：特別支援教育基礎論、障害児の心理・指導法など計8講座、定員750人

講 師：兵庫教育大学教授

場 所：中央労働センター、やしろ国際学習塾 等

3 わいせつ行為等を行った教員（特定免許状失効者）に対する免許再授与

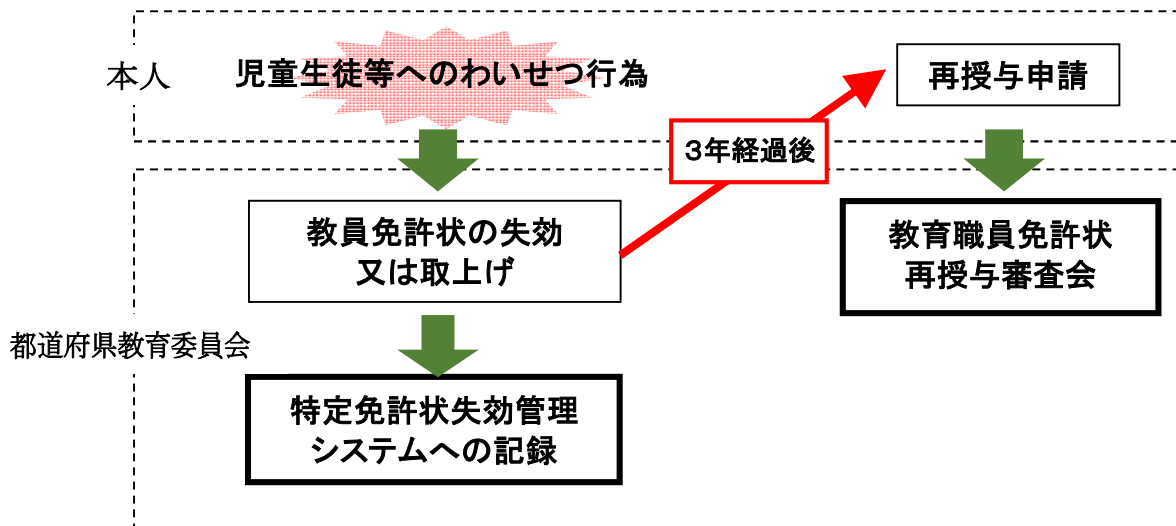
「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」が令和4年4月1日より施行されたため、国による基本指針等を十分に踏まえ、今後適切に対応していく。

(1) 教員免許再授与の審査化

児童生徒性暴力等を行ったことにより教員免許状が失効又は取上げになった特定免許状失効者に対して免許状の再授与を行うに当たっては、授与権者である各都道府県教育委員会が免許状再授与審査会の意見を踏まえ、加害行為の重大性、本人の更生度合い、被害者及びその関係者の心情等に照らして、総合的に判断する。

(2) 特定免許状失効者管理システムの活用（令和5年4月1日稼働）

免許管理者である都道府県教育委員会は、当該都道府県において免許状を有する者が特定免許状失効者等に該当するに至ったときは、特定免許状失効者等に関する情報をデータベースに迅速に記録する。また、任命権者は、教育職員等を任命し、又は雇用しようとするときは、国のデータベースを活用する。



Ⅸ 教職員の健康管理・福利厚生推進

1 教職員の健康診断等の実施

(1) 定期健康診断の実施

136,995 千円

労働安全衛生法及び学校保健安全法に基づき、教職員に対して、年1回の定期健康診断を実施する。

対象者：県立学校及び県教育委員会事務局等に勤務する教職員

実施状況

(単位：人)

年度	対象者	受診者			判定結果			
		定期健診	他の健診 (人間ドック等)	計	異常なし	要精検	再検査 受診者	要治療
R4	11,404	8,501	2,863	受診率 99.6% 11,364	8,852	1,305	受診率 86.7% 1,131	1,207
R3 (参考)	11,221	8,389	2,786	受診率 99.6% 11,175	8,402	1,713	受診率 85.6% 1,466	1,060

※ 市町立学校教職員に対しては、各市町で実施。

(2) 教職員健康管理事業の実施

61,381 千円

国の推奨年齢やがんによる死亡が多くなる年齢層に対し、生活習慣病予防やがん等の疾病の早期発見に有効な人間ドック等を実施する。

事業名	事業概要	R4	R3(参考)
人間ドック	40歳、50歳、55歳の教職員のうち希望者全員を対象に精密検査を実施	1,261人	1,171人
脳ドック	50～54歳の教職員を対象に脳検査を実施	185人	257人
被扶養配偶者 がん検診助成	教職員の40歳以上の被扶養配偶者を対象にがん検診の受診料を助成	213人	228人

〈参考〉 保健事業（健康管理事業）の実施（公立学校共済組合）

教職員の福祉の増進を図るため、人間ドックや特定健康診査等の健康管理事業を行う。

事業名		事業概要
人間 ドック	宿泊 1日	35歳以上の教職員を対象に入院による精密検査を実施 30歳以上の教職員を対象に1日精密検査を実施 (再掲) 40歳、50歳、55歳は県委託事業
	1日 (脳検査付)	50歳以上の教職員を対象に1日精密検査に加え、脳検査を実施
若年者ドック		40歳未満の教職員を対象に生活習慣病予防等のための検査を実施

事業名	事業概要
脳ドック	50歳以上の教職員を対象に脳検査を実施 (再掲) 50～54歳は県委託事業
血液検査	教職員(人間ドック又は若年者ドックの受診決定者を除く)を対象に血液検査を実施
特定健康診査	40歳から74歳までの被扶養者等を対象にメタボリックシンドロームに着目した健診を実施
特定保健指導	特定健康診査の結果、生活習慣病のリスクが高いと判断された者に保健指導を実施
骨そしょう症検査	40歳以上の女性教職員を対象に骨そしょう症検査を実施
インフルエンザ予防接種助成	教職員を対象にインフルエンザの罹患及び重症化予防を図るため、インフルエンザ予防接種費用の一部を助成
被扶養配偶者がん検診助成	教職員の40歳以上の被扶養配偶者を対象にがん検診の受診料を助成 (再掲) 県委託事業
教職員メンタルヘルス相談	教職員及びその家族を対象に臨床心理士による電話、面接等による相談のほか、相談員が学校等へ出向いて研修会を実施
メンタルヘルスセミナー	教職員を対象にメンタルヘルスに関する講座を開催
ストレスドック	教職員を対象にストレス状態を検査し、専門医によるカウンセリングを実施

2 教職員のメンタルヘルス体制の整備・充実

精神疾患の未然防止をめざし、教職員の心の健康の保持増進を図るため、教職員のメンタルヘルス体制の整備・充実を図る。

精神疾患による病気休暇等取得者の状況

○精神疾患による病気休暇等取得者数

(単位：人)

	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
小学校	89	96	100	102	84	106	118
中学校	48	53	53	45	57	63	65
高等学校	44	40	58	42	36	50	40
特別支援学校	29	30	35	28	34	27	31
事務局等	2	2	0	0	3	1	3
計	212	221	246	217	214	247	257
(継続)	61	60	82	70	60	77	64
(新規)	103	126	118	111	120	122	150
(再発)	48	35	46	36	34	48	43

※ 精神疾患による病気休暇等取得者数は、精神疾患により健康管理審査会に諮った者(病気休暇の取得日数が概ね90日を超える者及び退職者の数)をいう。

※ 令和4年度中取得者の状況：復職139人、退職49人、次年度継続69人
(令和3年度中取得者の状況：復職134人、退職49人、次年度継続64人)

○精神疾患の主な要因

項 目	割合/複数回答	
	R4	R3 (参考)
自身の健康状態	(34.0%) 39.7%	(23.8%) 34.0%
業務の量・業務全般への不安	(38.0%) 37.0%	(40.1%) 32.4%
管理職・同僚との人間関係 保護者・地域との対応	(23.3%) 21.1%	(22.9%) 19.4%
家庭の問題等	(10.0%) 11.3%	(13.9%) 17.4%
生徒指導	(12.7%) 10.1%	(24.6%) 18.6%
学級運営・学習指導等	(4.7%) 5.1%	(13.9%) 10.9%
部活動指導	(1.3%) 0.8%	(2.5%) 2.4%

※ 令和4・3年度に病気休暇・病気休職を取得した教職員について集計している。

※ 上段（ ）書きは新規取得した教職員を集計している。

未然防止のための取組

(1) ストレスチェックの実施

6,302千円

労働安全衛生法第66条の10に基づき、教職員のメンタルヘルス不調を未然に防止するため、ストレスチェックを実施し、教職員のストレスへの気づきを促すとともに、ストレスチェックの結果を踏まえた職場環境改善を図る。

対象者：県立学校及び県教育委員会事務局等に勤務する教職員

- 内 容：・ストレスチェック
・検査結果の集計及び集団分析
・医師による面接指導（希望者）

実施状況

年度	対象者数	回答者数	実施率	医師による 面接指導実施者数
R4	11,433人	10,392人	90.9%	8人
R3(参考)	11,424人	10,269人	89.9%	18人

※ 市町立学校教職員に対しては、各市町で実施。

(2) 相談窓口の設置（公立学校共済組合）（再掲）

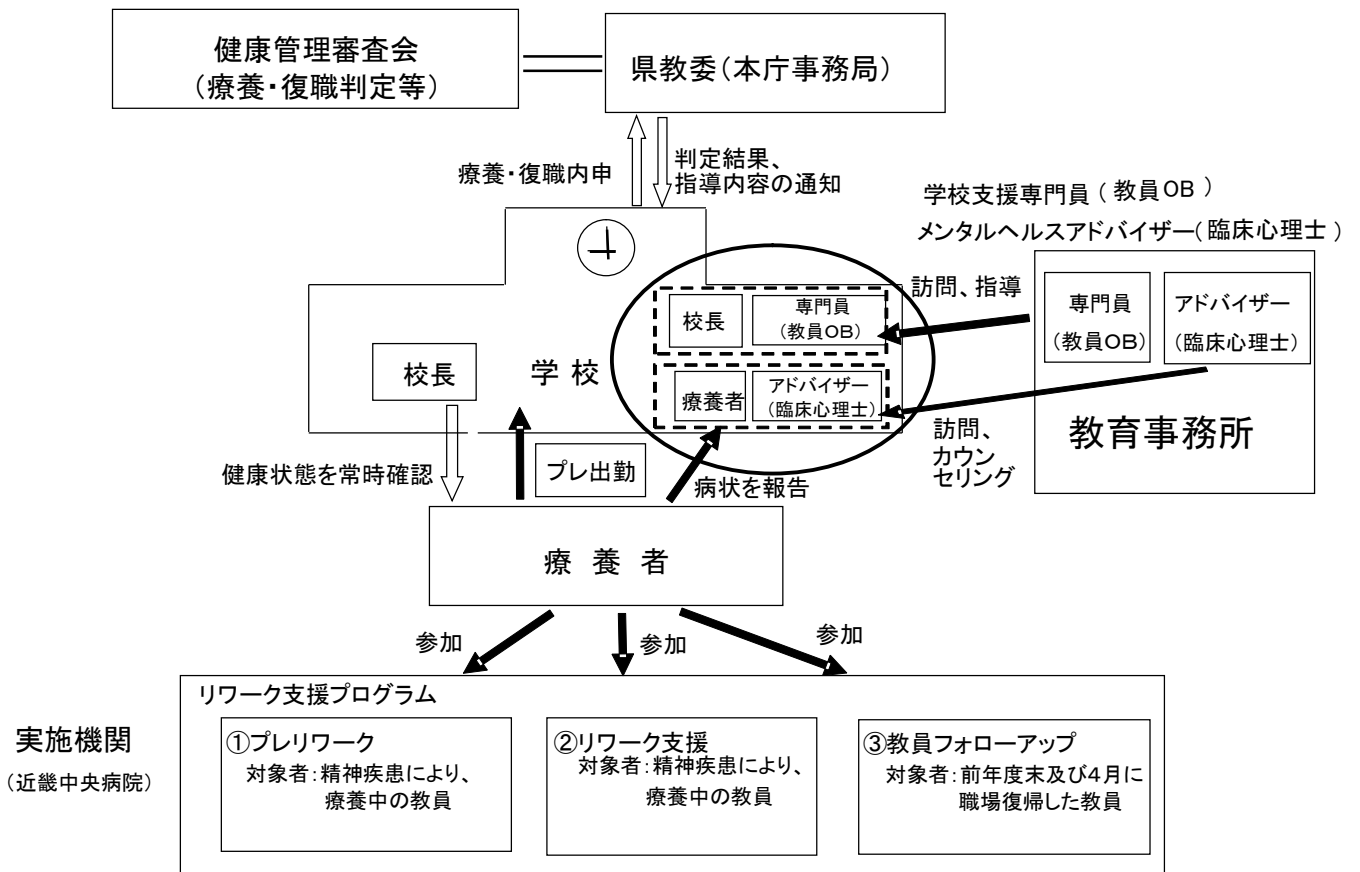
教職員メンタルヘルス相談センター（県庁内）を拠点に、教職員が気軽に相談できる窓口を設置し、臨床心理士による面談・電話相談、研修会・相談会など相談事業を実施する。

- ・相談時間：月曜日～金曜日（9:00～17:00）
- ・相談方法：電話、面談、メール、オンラインによる相談

(3) 未然防止研修等の実施

- ① **メンタルヘルスアドバイザーの活用**
 教育事務所に配置しているメンタルヘルスアドバイザーを活用した校内研修実施の啓発に取り組む。
- ② **メンタルヘルスセミナーの実施（公立学校共済組合）（再掲）**
 自身のストレスに気づき、対処する知識や方法を身に付けることで、精神疾患の発症を抑えるための講座を開催する。
- ③ **ストレスドック（公立学校共済組合）（再掲）**
 教職員を対象にストレス状態を検査し、専門医によるカウンセリングを実施する。
- ④ **メンタルヘルス研修（公立学校共済組合との共催）**
 令和4年度から精神疾患で休業している教職員をサポートするため管理職を対象とした研修会を実施し、令和5年度からは管理職に加えて一般職員向けメニューを追加する。

○メンタルヘルス対策のスキーム



職場復帰に向けた取組



【出典】公立学校共済組合近畿中央病院メンタルヘルスセンターの職場復帰サポートガイド

(1) 学校問題サポートチームの配置（再掲）

学校支援専門員及びメンタルヘルスアドバイザーを教育事務所に配置し、精神疾患による療養者の減少に取り組む。

① 学校支援専門員（教員OB）

プレ出勤の企画立案、リワーク支援プログラムの周知・参加促進、管理職・主治医との連携、市町教委・学校との連携コーディネート

〔 阪 神：阪神、神戸、丹波地域
播磨東：播磨東、淡路地域
播磨西：播磨西、但馬地域 〕

② メンタルヘルスアドバイザー（臨床心理士）

療養者に対するカウンセリング、個人の状況に応じた職場復帰支援策のアドバイス、療養者がいる学校での出張相談会・メンタルヘルス研修会の実施

阪 神：阪神、神戸、丹波地域

播磨東：播磨東、播磨西、但馬、淡路地域

(2) 新規採用教員に係るエルダー制度等の導入（再掲）

初任者等の身近な相談相手として気軽に相談し話し合える先輩教員（エルダー等）を指名し、初任者等の心労とストレスを早期に発見、把握し、早期改善に繋げる。

(3) リワーク支援プログラム事業の実施

3,461 千円

スムーズな復職と再度の病気休暇等の防止を目指し、専門医療機関である近畿中央病院において、ストレス対処法や集団精神療法に模擬授業を加えた教員リワーク支援プログラム等を実施する。

また、円滑な職務復帰を支援するため、復職前に環境適応訓練（＝ならし出勤：プレ出勤）を実施する。

＜療養中＞

① プレリワークプログラムの実施

対 象 者：精神疾患により療養中の教員（希望者）

人 数：定員 10 人× 5 日 【R4 実績 9 人】

実施時期：5 月～7 月（5 日間）

場 所：神戸市及び加古川市

内 容：・精神健康チェックの実施
・集団精神療法
・個別面談

② リワーク支援プログラムの実施

対 象 者：精神疾患により療養中の教員（希望者）

人 数：定員 10 人× 2 期（各期：21 日間）

【R4 実績 6 人（前期 4 人・後期 2 人）】

実施時期：8 月～10 月及び 11 月～2 月

場 所：公立学校共済組合近畿中央病院（伊丹市）

内 容：・集団精神療法
・模擬授業
・各種グループワーク（運動療法、芸術療法等）



プレワークプログラム



近畿中央病院メンタルヘルスケアセンター
模擬授業用教室

<復職の1～2ヶ月前>

③ プレ出勤制度の実施

対象者：精神疾患等により長期間病気休暇・休職中の県立学校教職員及び県費負担教職員（希望者） 【R4実績 69人】

期間：原則として4週間

場所：対象者の所属する職場

<復職後>

④ 教員フォローアッププログラムの実施

対象者：前年度及び当該年度に復職した教員（希望者）

人数：定員10人×7日 【R4実績 10人】

実施時期：4月～7月（7日間）

場所：公立学校共済組合近畿中央病院（伊丹市）

内容：・集団精神療法
・精神健康チェック
・個別面談

3 教職員の福利厚生事業の実施

(1) 教職員公舎の維持管理

28,157千円

教職員の福利厚生に配慮しつつ、業務上必要な最小限の公舎を存置する方針で、地域性や老朽度合いなどを総合的に勘案し、公舎を管理している。今後も入居率の動向や業務上の必要性、民間住宅の確保が困難などの地域性等を踏まえ、必要戸数を再検証していく。

【入居状況（R5.3月末現在）】

- ・管理戸数：443戸
- ・入居戸数：287戸（入居率64.8%）

(2) 教職員の相談事業（再掲）

1,133千円

教育現場での豊かな経験を持った相談員が、教職員の日常生活等にかかわる諸問題について助言、支援等を行う。

- ・相談日時：月～金曜日（10:00～17:00）
- ・相談体制：教員OB（非常勤嘱託員）による面談、電話等での対応
- ・設置場所：教職員相談室（県庁3号館8階）
- ・相談対象者：教職員（退職者を含む）及びその家族